

ソフトボールやサッカー等が可能な多目的広場の使用受付承認業務についての内規

(スポーツ振興課が管理する公園を除く)

1. 対象公園

警固屋公園、吉浦運動場、焼山公園、野呂川ダム公園、安登公園

2. スポーツ振興課がグラウンド貸しを行っているため、対象外とする公園

入船山公園、二河公園、広公園、虹村公園、大浦崎公園

3. 警固屋公園

- 1) 多目的広場使用の受付承認業務は、警固屋まちづくりセンターに委嘱する。
- 2) 利用したい月の前月の1日から10日まで予約の受け付けを行う。
ただし、公の行事や大規模な大会で使用する場合は、この限りでない。
- 3) 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。(電話での予約は受け付けない。)
- 4) 申請月の11日から14日までは、申込者が公平に使用できるように調整を行う。(調整中は、翌月の使用申請について受付は行わない。)
- 5) 14日までに決定し、申込者は申請月の15日(日祝日の場合は翌日)以降に警固屋まちづくりセンターに問い合わせを行う。
- 6) 申込者は、決定後必ず申請月の22日(日祝日の場合は翌日)までに、許可書を受け取るようにする。(受付時間は、午前8時30分から午後5時まで)
- 7) 5) 決定後、使用申請がない空きの日時は、申し込み順に使用料前納で申請を受け付ける。
- 8) 火気の使用は不可。硬式野球に利用することは不可。

4. 吉浦運動場

- 1) 多目的広場使用の受付承認業務は、吉浦まちづくりセンターに委嘱する。
- 2) 利用したい月の前月の1日から予約の受け付けを行う。(1日が土日祝日の場合は、その次の最初の平日を予約開始日とする。)
ただし、地域活動や公の行事で使用する場合は、この限りでない。
- 3) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。(電話での予約は受け付けない。)
- 4) 申し込みは、先着順とする。
- 5) 火気の使用は不可。硬式野球に利用することは不可。

5. 焼山公園

- 1) 多目的広場使用の受付承認業務は、昭和まちづくりセンターに委嘱する。
- 2) 利用したい月の前月の5日から予約の受け付けを行う。(5日が土日祝日の場合は、その翌日から)

ただし、地域活動、大規模な大会及び公の行事で使用する場合は、この限りでない。

- 3) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。(電話での予約は受け付けない。)
- 4) 申し込みは、先着順とする。
- 5) 土日祝日の使用は、半日で2面までとする。
- 6) 火気の使用は不可。硬式野球に利用することは不可。

6. 野呂川ダム公園

- 1) 多目的広場使用の受付承認業務は、安浦まちづくりセンターに委嘱する。
- 2) 利用したい月の前月の1日から予約の受け付けを行う。(1日が土日祝日の場合は、その次の最初の平日を予約開始日とする。)ただし、地域活動や公の行事で使用する場合は、この限りでない。
- 3) 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(電話での予約は受け付けない。)
- 4) 受付開始日の午前9時の時点で、重複する申し込みがあった場合は抽選とし、それ以降は先着順とする。
- 5) 火気の使用は不可。

7. 安登公園

- 1) 多目的広場使用の受付承認業務は、安浦まちづくりセンターに委嘱する。
- 2) 利用したい月の前月の1日から予約の受け付けを行う。(1日が土日祝日の場合は、その次の最初の平日を予約開始日とする。)ただし、地域活動や公の行事で使用する場合は、この限りでない。
- 3) 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(電話での予約は受け付けない。)
- 4) 受付開始日の午前9時の時点で、重複する申し込みがあった場合は抽選とし、それ以降は先着順とする。
- 5) 火気の使用は不可。硬式野球に利用することは不可。

平成19年 2月14日施行

平成20年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正